

淀川水系流域委員会 拡大委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会、琵琶湖部会部会長)

塚本委員(委員会、淀川部会)

本多委員(猪名川部会)

日時：平成14年11月13日13:30～17:00

場所：国立京都国際会館 アネックスホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

只今から淀川水系流域委員会拡大委員会を開催いたします。司会進行は庶務を担当いたします三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。よろしく願いいたします。私は庶務を担当しています新田でございます。

まず、本日の拡大委員会についてご説明をさせていただきます。最終提言をとりまとめるにあたって、委員会委員だけでなく部会の委員の方々及びワーキングの委員の方々にも集まって頂き、それぞれ最終提言についての意見交換を行うという趣旨で、全委員の方に参加をいただいております。従いまして、通常の委員会の拡大版という位置づけでございます。

委員の座席でございますが、本日は拡大委員会ということで、前方に芦田委員長と各部会長及びワーキンググループのリーダーにお座りをいただいております。一般の方々から向かって右側の前方に委員会委員の専任委員の方の席、その横に淀川部会の委員の方、また左側の前方に琵琶湖部会の委員の方、その横に猪名川部会の委員の方にお座りをいただいております。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。黄色い用紙の「発言に当たってのお願い」と議事次第です。資料1は、委員会及び各部会、ワーキングの状況でございます。資料1-1は「委員会及び各部、WGの状況（中間とりまとめ以降）」、資料1-2は「委員会WG結果概要」でございます。

資料2は提言に関する資料でございます。資料2-1が「提言とりまとめの今後の予定について」、これまでの検討の経緯と今後の予定についてまとめてございます。資料2-2-1は「淀川水系流域委員会 提言（修正素案 021113 版）」、資料2-2-1補足は「提言（案）要旨」でございます。こちらの修正素案 021113 版は、先日皆さまにお送りしました修正素案である資料2-2-2の素案 021028 版について、最終提言作業部会の今本リーダーほか執筆者の皆さま方によりまして修正をなされたものでございます。また、その説明用としまして資料2-2-1補足「提言（案）要旨」がつけられてございます。資料2-2-3は「最終提言素案（021113 版）目次の対照表」で、こちらは最終提言の目次の構成と各部会の中間とりまとめ、及び委員会の中間とりまとめの目次の対照表でございます。資料2-2-4は「主要項目に関する論点および一般意見」、資料2-2-5は「最終提言（素案 021028 版）」に関する委員からのご意見」で、こちらは11月10日を期限に皆さまからお寄せ頂きました提言素案の1028版に対するご意見でございます。資料2-3-1は「住民意見の聴取・反映に関する提言（一般意見聴取WG素案 021101 版）」、資料2-3-2は「一般意見聴取WG素案 021101 版に対する委員からのご意見」でございます。

資料3-1は「提言の情報発信について」、資料3-2は「10月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について」でございます。参考資料1は「委員および一般からのご意見」でございます。

それから、委員の皆さまのお手元には、本多委員からの提供資料がございます。また、寺川委員からの提供資料は淀川水系流域委員会提言に関する修正案は、資料におつけするのが間に合いませんでしたので、コピーでお配りいたします。

委員の皆さまのお席には、これまでの現状説明資料等、或いはワーキング等の資料を置かせていただいています。

前回の委員会から今回の委員会までに一般の方々から流域委員会に寄せられましたご意見について簡単にご報告させていただきます。時間の関係ですべてをご紹介できませんが、参考資料1「委員および一般からのご意見」をごらんください。こちらの方は9月10日から11月11日までの間に全部で、委員より3件、一般の方より55件の意見が寄せられてございます。河川の利用に関するご意見、或いは最終提言素案、こちらは各部会でご説明、或いはご配付させて頂きましたものに対して、さまざまなお意見が寄せられています。特に、本日の議題でございます提言素案に対する意見につきましては、左端の意見番号欄に星印をつけてございます。後ほどの議論の参考にしていただければと思います。また、中間とりまとめに対する意見募集も行っておりましたが、そこに寄せられた意見については皆さまの机にファイルにして置かせていただいております。

発言に当たってのお願いでございますが、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定でございます。その際には「発言に当たってのお願い」をご一読下さい。会議終了後議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々についても、恐れ入りますが必ずマイクを通してご発言を頂くようお願いいたします。皆さまの前に置いてございます本日のマイクはボタンを押して赤いランプがついて、それを確認してからしゃべって頂くというような形式のマイクでございます。また、発言が終了いたしましたら、そちらの緑色のボタンを押してランプが消えたことを確認して頂きたいと思っています。

本日の予定としましては16時半の終了を予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

本日は流域委員会拡大委員会にご出席頂きありがとうございます。検討を重ね、提言案がまとまりました。これは、運営会議のメンバー及び各ワーキンググループのリーダーからなる最終提言作業部会での検討した結果であり、非常に短い時間の間で精力的に進めていただいております。

提言案ということですので、皆さんの意見を聞いて、これをより深化させていきたいと思っています。最終提言という名称にはなっていますが、これはあくまでも議論の過程であり、絶えず深化していくということです。この提言に基づいて近畿地方整備局が河川整備計画の原案を作成するというようになっており、その後、河川整備計画原案に対して流域委員会が意見を述べるというようなキャッチボールをしながら、良い河川整備計画をつくっていききたいと思っています。ですから、この提言は議論に応じて変わっていくというふうにご認識頂きたいと思っています。

それでは、庶務から、資料1と2についての説明をお願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料 1-1、資料 1-2 の説明]

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題は「最終提言に関する意見交換」となっています。「最終」という言葉は取っていただいた方がよいと思うので「提言に関する意見交換」ということにしたいと思います。

提言につきましては、まず、今本リーダーから 30 分ぐらいで一番新しい 021113 版について説明して頂きます。その後、各部長からそれぞれの部会の様子を 5 分ぐらい説明して頂き、その後、意見交換をしたいと思います。よろしくをお願いします。

今本委員（委員会・淀川部会）

最終提言作業部会のとりまとめ役にあたらせて頂きました今本です。11 月 10 日に前回の素案である 021028 版に対する意見を頂き、それを庶務の方でとりまとめていただいて私の手元に届いたのが 11 日の 20 時ごろです。それについて翌日の朝 9 時までには返答しなければならないとスケジュールだったので、まだ修正していない部分もあります。委員の皆さまの中には反映されていないじゃないかという不満をお持ちの方もきっとおられるだろうと思いますが、この案が最終版ではなく、これからもどんどん変わっていくということでお許し頂きたいと思います。それでは、お配りいたしました提言の修正素案 021113 版について説明させて頂きます。

1 章は「淀川流域の特性」ということで、これは淀川流域の特性について、事実を述べているところです。

流域の概要として、特に淀川では流域内に多くの人口と資産が集中している。また、流況の方で見ますと、琵琶湖の調整流域に加えまして、支川である桂川と木津川の季節ごとの流出の差が結果として淀川本川の流況の安定に非常に寄与しているといったことを書いています。その後、琵琶湖流域の特性、淀川流域の特性、猪名川流域の特性ということでそれぞれ書いていますが、こういう中でも、特に重要なことが抜けている可能性等もありますので、ご指摘いただきたいと思っています。

2 章は「河川整備の現状と課題」ということで、ここからは流域委員会としての意見がかなり入ってきています。まず、「2-1 治水の現状と課題」ということです。2-1 ページにありますように「現在の治水計画は、河川ごとに社会的重要度に応じて治水の対象となる洪水の規模を定め、対象規模以下の洪水に対して、水害の発生を防止することを目的としている。」「また、堤防を連続的なものとしたため、多くの遊水地が失われ、河川改修が進むに従って洪水流量が増加する」と出ています。さらに、人口や資産が集中し、結果として、もし水害が発生すると被害が大きくなってしまいうことに加えて、堤防自身が土や砂でできているので、破堤する可能性があり、破堤した場合には壊滅的な被害が起りやすいということが問題点として取り上げられています。それから、各部会に対応する流域ごとの特性が加えられています。

「2-2 利水の現状と問題」です。これまでのいろいろな水資源開発により、淀川水系は他の河川に比べて利水安全度は高い方です。先ほど流況が安定していると言いましたが、それにも関わらず、渇水も発生しているという現状です。さらに、現在の課題としては、水資源開発基本計画では利水者及び自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方針がとられています。例えば水の需要予測が利用実績に比べて過大であると批判され、水資源開発のために整備されたダムや堰によって自然の水位変動が失われる、或いは生態系に無視できない影響を与えるということが課題として指摘されているということです。さらに、琵琶湖流域、淀川流域、猪名川流域、それぞれについての特性が加えられています。

次に「2-3 河川利用の現状と課題」に移らせて頂きます。河川利用に関しましては、特に最近では社会的要請に応じたものとはいえ、堤内地に整備されるべきグラウンド等が河川空間に設けられたことにより、高水敷は多くの人工構造物で覆われ、これらが河川の自然環境に悪影響を及ぼし、川と人との関わりを希薄なものとしている例も少なくありません。また、無秩序な利用、マナーの悪化、違法行為等も問題になっているということが指摘されています。

「2-4 河川環境の現状と課題」に移らせて頂きます。河川環境につきましては、これまでの河川整備が治水或いは利水を主目的としていましたので、いろいろな問題を起こしている。特に、これは河川側の問題ではないのですが、現在、河川湖沼及びその流域の開発が過度の負荷を与えており、そのことが懸念される多くの問題を引き起こす根本的な原因になっています。いずれにしましても、さまざまな人為的な影響により、琵琶湖・淀川水系の生き物にとっての生育或いは生息環境は著しく悪化しているという認識です。特に流域における人間活動が健全な水循環を阻害する等、直接・間接に自然環境に大きな負荷を与え、水質をはじめ水域の水環境を悪化させ、人を含めた生態系にとって懸念される問題を引き起こしているという指摘です。

以上の現状と課題ということ踏まえまして、現在我々はどういう状況にあるのかということをお考えください。

治水については、これまでの多くの努力により、確かに治水水準は上がりました。水害も少なくなって特に人的被害は激減しています。しかし、その一方で、水害そのものは一向になくなっていない。また、物的な被害額でも、それほど減っていない。むしろ漸増の傾向にすらあります。利水につきましては、水資源が開発され、我々の生活は豊かになりました。しかし、このまま開発を続けていくと河川の水がなくなるのではないかと懸念もあります。河川環境については言うまでもありません。非常に憂慮される状態になっています。こういう状態から脱却するためには、やはり抜本的に河川の整備というものを考えなくては行けない。そのためには治水、利水、或いは環境といったものに対する理念の転換が必要であるということから、この委員会の骨子である理念と整備計画のあり方というものが書かれているわけです。

まず、理念について説明させていただきます。

「3-1 河川整備に関する基本認識」ということです。「(1) 総合的判断に基づき、自然

と人間の歴史を見据えた、予防原則に基づく川づくりへ」、「(2)各地域の持つ文化・風土・歴史的な価値や特性を考慮し、流域全体・社会全体で対応する川づくりへ」、「(3)主体的な住民参加による川づくりへ」、「(4)柔軟で戦略的な川づくりのための、計画アセスメントと順応的管理の導入へ」と、こういったことを基本認識として治水・利水・環境の理念を考えようということです。

具体的にはまず「3-2 新たな治水の理念」です。これまでの河川整備では、治水に関しては、例えば高規格堤防によって計画規模以上の洪水が来た場合でも何とか対応しようという動きは見られたわけではありますが、今のところ、対象規模以上の洪水が来ると水害が起きる、そして整備水準を引き上げる、さらに大きな洪水が来る、また整備水準を引き上げるといいうゆる水害の連鎖に陥っている。それから脱却するということがまず大事ではないか。現在の災害状況を見ていますと、水害の連鎖からの脱却の中でも特に重要なものは、破堤による壊滅的な被害の回避ではないかということを書いてあります。むろん、目標を変えたからといって、決してこれまでの理念すべてを否定するものではありません。ところが、この言葉が、中間とりまとめ以降 1 人歩きして誤解を生んでいるようなところがありますので、今回は、破堤以外による壊滅的な被害を無視するものではない、或いは軽微な被害を許容するものではないということを書いてあります。

その次に「3-3 新たな利水の理念」です。これまでは水需要予測に応じた際限のない水資源開発を行っていました。それをどこかでくいとめるためには新たに水需要管理へと転換しなければなりません。水需要管理とは何かということですが、これは、より精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、用途変更等により、河川からの取水量を極力抑制しようとするものであり、取水量を抑制しようという考えは世界的な潮流にも合致するものだということもつけ加えられています。

「3-4 新たな河川利用の理念」です。河川利用を考えるときに、やはり河川の生態系と共生する利用というものを基本とし、川でなければできない利用、或いは川に生かされた利用というものを重視しようということを書いてあります。川でなければできない利用というのは、川以外でもできることは原則として川以外です。或いは、川に生かされた利用というのは、川に近づき、川の恵みを楽しむ、川の魅力に触れる利用ということで、川に親しむ、川で遊ぶ、川に学ぶといったことがこの範疇に入ることです。いずれにしても、これまでの利用というものがどちらかといえば人間中心の利用で、それを河川生態系と共生する利用に変えようというわけです。

「3-5 新たな河川環境の理念」です。環境というものはこれまで決して無視されていたわけではありませんが、現在の状況からやはり河川環境、或いは湖の環境というものをもっとよくするためには、河川や湖の環境の保全と回復を重視した河川整備へと変える必要があります。その場合でも自然の摂理を尊重しなければなりません。では、その自然の摂理とは何か。例えば自然には自然のリズムがある。これまでの河川整備により、例えばダムや堰によって水位をコントロールしますと、自然のコントロールとどうしてもずれてしまうところがある。そのことが自然環境のリズムを壊しているのではないか。この辺のところを直していくのは難しいことですが、そういう河川や湖の環境の保全ということをも

っと重視しようということをやっています。

4章からは、実際に具体的にどうしたらいいのかということで「新たな河川整備計画のあり方」と題しています。

「4-1 河川整備計画に関する基本事項」は、計画策定の視点、或いは計画策定のプロセス、計画の執行管理システム、それぞれについて基本事項ということでとりまとめています。

「4-2 治水計画のあり方」からは具体的な中身となっています。治水計画は先ほど言いましたように、現在のやり方だと水害の連鎖に陥っています。これから脱却しようということで、その最も重要な目標が破堤による壊滅的な被害の回避であり、これを実現するためには、河川で対応するものと流域で対応するものを組み合わせたものでないと実現できません。

では、河川で対応するとはどういうことか。具体的に言いますと、破堤しにくいようにする、破堤を避ける、流域対応というのが破堤しても被害を大きくしないということです。河川対応の中で、例えば破堤しないようにするためには堤防を補強して破堤されにくくするということです。しかし、現在の河川堤防というのは「土堤原則」と言われ、土でつくることが原則としています。ところが、実際には砂でつくられたような「砂堤実態」というのが現状で、そういうところも多い。さらに高規格堤防、スーパー堤防で対象規模以上の洪水が来ても何とか災害を防ごうという動きはあるものの、このスーパー堤防が実際にできるまでには非常に長い時間がかかる。これまでは堤防には異物を入れないという原則で現在の河川堤防はつくられてきていますが、例えば中央部にコンクリート壁だとか、或いは鋼管杭といったものを入れた、ここではハイブリッド堤防と名づけていますが、そういう堤防について検討するのも重要じゃないかということを提案しています。

また、流域対応ですが、河川整備が進むと、それに従って沿川の都市化或いは乱開発といったものが進んで、被害ポテンシャルがかえって大きくなる。水害が起きても被害がそれほど大きくならないような、したたかな町づくりをするためには、土地利用といったものも当然関係してきます。そういったことから、ソフト対応といいますが、実際に水害が起きたときに、少なくとも人命救助のための避難までひっくるめたソフト対策が必要ではないかということを言っています。

ただ、治水につきましても、現在水害が頻発している地域、或いは水害の発生する危険が高い地域というのは現に存在していますが、そういったところにつきましても、やはりこれまでの手法ではなく、水害の連鎖からの脱却ということを念頭に置いたやり方で、これは地域に応じて異なるでしょうが、これまでのような連鎖から脱却したやり方をしているのではないかといい言っています。

また、狭窄部ですが、狭窄部の上流に住む方にとっては、狭窄部を開削してほしいという意見があるかと思いますが、狭窄部の存在そのものを、単に治水面だけでとらえるのではなく、社会性、歴史性を考慮すると、なるべく開削しないのが望ましいと提案しています。

「4-3 利水計画のあり方」に移らせて頂きます。水需要管理は、精度の高い水需要予測、

或いは節水、再利用、雨水等の利用、用途変更といったもので成り立っています。「精度の高い水需要予測」については、まず精度の高い予測手法を開発することから始めなければならないわけですが、いずれにしても、予測をするためのいろいろな情報を公表或いは公開、また、結果についても一定期間ごとに見直しをするということについて提案しています。

それから、「節水・再利用・雨水等の利用」ですが、これまでの節水というのは渇水対策として行われてきました。しかし、これを平常時のものとして節水型社会といったものが必要ではないか。また、再利用については、これまでも一部では始められていますが、さらにそれをもっと積極的にする必要があるということです。もちろん雨水等の利用についても同じです。

次に、「用途変更」です。用途変更というのは、現在は水利権のうち許可水利権、或いは慣行水利権、そういうもので成り立っていますが、特に大部分は慣行水利権で占められています。農業用水につきましては、農業そのものが変わりつつある現状の中でこのままでいいのかという疑問は確かにあります。そのことによって、やはり用途変更、さらに見直しをすべきだと思います。ただ、農業用水についての検討で注意してほしいことというのは、農業用水そのものは地域の環境にとって非常に役に立っているということも考慮して検討してほしいと追加しています。

河川というのは、降った雨が流れている、それを我々が使っていて、その中でできるだけ取る量を少なくするのが、河川環境のためになります。中間とりまとめまでは環境用水という言葉を使っていたのですが、それに対する批判が寄せられました。環境用水と言われると、ほかの用水と同じように扱われ、例えば農業用水は環境にも役立っているということだが、それを環境用水と言うのかというような意見もありましたので、環境流量という言葉に変えさせて頂きました。これからの議論でまだまだ変わる余地があるかも知れませんが、一応ここでは環境流量と呼ばせてもらっています。

河川というのは自然環境及び生活環境を構成する重要な要素であり、両者をあわせた河川環境を保全・再生するために必要な流量が環境流量だと定義しています。環境流量というのは、定量的な維持流量と異なり、生態系の維持に必要な攪乱機能を含み、大小流量とも限界が設定されない概念的なもので、環境流量というのはできるだけ川には多くの流量が流れてほしい、或いは流すべきだという発想からこういうものができています。

水需要管理を実際に実現しようとするすると、水需要管理協議会というものをつくる必要があるのではないか、現在でも流域水需要協議会、或いは活性調整協議会というのが設けられており、ある程度の調整機能を持っていますが、水需要管理協議会というのはもっと強い指導、調整力を持つもので、こういうものを設けないとなかなか水需要管理は徹底しないということです。ただ、水需要管理協議会にはいろいろな法的な制約があり、残された課題は多いと思いますが、この流域委員会では水需要管理協議会の設置というものを提案しています。また、水需要というのはその時々で変わってくる可能性があるもので、それに応じて順応的に対応しようということも言っています。

「4-4 河川利用計画のあり方」に移らせて頂きます。河川利用は、河川生態系と共生す

る利用のために、河川でなければできない利用、或いは川に生かされた利用ということです。これまでの議論でもわかりますように、非常に多くの方から寄せられた意見は、例えば現在使っているグラウンドや野球場をどうするのか、これだけ親しまれている、或いは多くの人々が利用している施設を河川にそぐわないからといって、明日からやめよということでのよいのかといった意見があり、これは非常に大きな問題です。

しかし、長期的にはやはり川というものは川であり、グラウンド等は堤内地にあるのが本来です。そういうものをできるだけ早急に整備することによって、川でなくてもできるような利用は徐々に、段階的にでも移して行って頂きたいというのがこの流域委員会の希望です。

ただ、河川利用にあたっては地域的特性も配慮しなければなりません。幾ら自然が大事だからといって、上流から河口まで全く同じようなことをやるということも無理があるのではないかと、やはり都会の周辺では、ある程度人が利用するということに重点を置いた整備も必要じゃないかということは、これからの議論でそれぞれのところで詰めて行って頂きたいということです。

そのほか、水域利用或いは水辺移行帯の利用です。現在の河川には水の流れている部分と陸地の部分があるわけですが、これが水位によって当然変わってくるわけです。そういう水位変動の部分を水辺移行帯と呼んでいます。そういうところの利用について書いています。

高水敷利用については、先ほど言いましたようなことです。また、堤外民地の解消、不法占拠の排除、産業的な利用、河川利用に関わる諸権利についても書かれていますが、時間が限られていますので、省略させていただきます。

「4-5 河川環境計画のあり方」です。環境を重視するためには、例えば生態機能をはじめとした河川環境を悪化させた直接的な原因は、流砂の不連続性に加えて、水位水量を過度にコントロールしたこととあり、これらを改めるべきといったことが書かれています。

また、物理環境、水位流量と生物の生育、生息環境といったこと、或いは流域の一体的な水環境を実現するための水質管理とあります。

水質につきましては、これまで議論がおくれていたわけですが、水質ワーキンググループで精力的に検討された結果がまとめられています。

一番問題だったのは「4-6 ダムのあり方」です。以前はA案とB案という2つの案が示されていました。このA案とB案というのは、よく読みますと結論的にはそれほど変わっていないわけですが、表現に若干差があるということです。それを何とか一本化しようということで表現が変わっています。ただ、最終的にはB案に近く、B案そのものについても、手直しした方がいいという意見もあれば、直すなという意見もあり、いろいろと苦慮したところです。

基本的な考え方としては、ここに書いていますように、ダムの建設というのは河川環境の観点からは極力抑制するべきで、また、治水及び利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要であるというのが、基本的な考え方です。

また、ダムを新たにつくろうとする場合、計画段階から徹底した情報公開と説明責任を

果たしてほしいということでもとめています。さらに、新規ダム建設が認められる場合として、合理的な必要性があり、建設地点が自然的社会的条件から最適であり、考えられるすべての実行可能な代替案の中で最も有効性があり、自然環境への影響が社会通念上やむを得ないとされる程度であり、経済性にすぐれ、かつ流域住民を含む社会的合意がある場合に限られると述べられています。計画・工事中のダムについてもこれに準じた取り扱いをし、また、既設ダム・堰については、これらのうちで特に自然環境に重大な影響を与えているものについてはその対策をとり、機能低下や喪失したものについては、あるものについては機能回復、場合によっては撤去までを含めた検討をするということを述べています。

「4-7 住民参加のあり方」です。これにつきましては住民意見の聴取・反映に関する提言と重複するところがありますので、説明は省略させていただきます。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

従来の治水・利水を中心とした河川整備を、環境の保全、回復を重視した河川整備に転換するということが基本的な考え方です。治水・利水をほうっておくわけではないのですが、環境保全・再生を前提にして、治水・利水を考えていこう、そのためには、やはり治水・利水についても大きな理念の転換が必要であり、その方法をどうするかということを提言しているわけです。

提言素案 021028 版にたくさんの意見を頂き、それをどう反映したかについては参考資料を配っていただいています。意見を出した人は変わってないとお感じのところもあるかと思えます。これにつきましては、今後、ワーキンググループでもう一度検討して修正していきたいと思っています。

それでは、部会の方でもいろいろご検討いただいたわけでございますので、その状況を琵琶湖部会の方から 5 分ないし 10 分以内でお願いします。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会での意見交換は、資料 1-1 の 45 ページにございます。ここに書いてあることではないことを申し上げてみたいと思います。

1 つめは、河川整備の理念について大変な大転換をしようという提言の記述でございますが、それが一体いつごろからの考え方の転換なのかというのが議論になりました。これについては、かなり大きな転換であるということを非常に強調したいのであるという意見を今本委員より頂きました。これが 1 つでございます。

それから 2 つめには、環境への配慮から、従来の治水・利水のあり方を変えるべきであるというような立場としてこれを考えているのかということについて、少し議論されました。しかし、最終的には、むしろそうではなくて、もっと基本的に考えないといけないのである、つまり、治水、利水、環境を別々に考えるのではなくて、川や湖の持つ自然の変化を尊重して、水、生き物、人を含めた総体というものの多様な価値を生かしながら、総

合判断に基づくという形でやるのがこの提言の趣旨であるということになりました。

それから、河川利用の問題に関して、提言に書いてあることはある程度わかるが、川と人間とが親しむというような言い方でいえば、それに極めてふさわしい利用というようなものをむしろはっきりと進めていくように書いた方がいいのではないかというような意見がありました。それについては、今後いろいろなところで考えていくべきであるということになりました。

それから、提言の内容は大変もつともであるが、現在の住民の意識や社会の仕組みとか法制度との間に、やはり齟齬や葛藤がないとは言えない、そこをどのように克服していくのかといった意見がありました。これについては、河川整備計画に関する問題であるかどうかはわからないが、そのことを十分にいろいろと議論していくことが必要なのであろうということで、いろいろ考えていかなければならない問題なのではないかというような意見になったと思っております。

それから、意見聴取に関連して、提言に書かれている部分がございますが、ここについては今本委員が説明を省略されましたので、私も取り敢えず省略をさせていただいて、後で議論があるとすれば、琵琶湖部会の方からのお話をさせて頂きたいと思えます。大体的な内容は、45ページの の のところに出ているとおりでございます。

最後に1つだけ申し上げておきたいのですが、部会としてあることを決めるということをした方がいいかどうかという議論が、前回の部会で行われました。つまり、部会として大体この辺については意見がまとまっているということであれば、それは部会として決めて、拡大委員会や委員会の場で部会としての意見を出すということにしてはどうだろうかという意見がございました。しかし、これは私の権限でということ大変失礼なのですが、本日のような会を開いて全体としていろいろな意見を出すということであれば、琵琶湖部会或いは淀川部会、猪名川部会としての意見は出さない方が適当ではないかと私が判断をいたしまして、そのようにご了解を得ました。従って、個人の意見としていろいろな意見を出されることは当然であるということも、当たり前かもしれませんが、改めて部会長としてつけ加えさせて頂きます。

以上でございます。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

淀川部会、お願いします。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

では、寺田委員長代理にかわって簡単にご説明させて頂きます。

ただ今の資料1-1の73ページに、10月29日に開催した結果の概要が書かれています。今本委員にざっと提言の概要を説明して頂きまして、特にこの中で一番キーポイントとなりますダムを取り扱いについて、A案とB案が併記されていますが、これをどうするかというようなことで議論いたしました。ほぼ大半の時間はこのダムの議論について費

やされ、B案を支持するという意見が大勢でした。一部の委員からは、淀川部会の中もとりまとめから非常に後退しているというようなご意見もありました。

以上でございます。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。

それでは、猪名川部会お願いします。

米山委員（委員会・猪名川部会）

資料1-1に概要が載っていますが、今本委員にご説明を頂き、それをめぐっての議論が行われました。

猪名川部会の中では、現在建設中の余野川ダムがあり、固有名詞を挙げざるを得ないという非常に個別の問題になっています。現地視察も何度も繰り返ししていますので、そういうことが前提になった形で議論が展開いたしました。

琵琶湖部会では、部会としての意見としてとりまとめるということとはあえてしないということですが、猪名川部会では、ダムのあり方について、A案とB案のどちらを選ぶか、委員1人1人のご意見をお聞きしました。多くの委員がB案を支持されました。

他にも、猪名川には狭窄部がございますから、多田地区の浸水をどうするかというふうな問題もまだ残っていて、その解決のためには余野川が重要であるということも、余野川ダムの必要性も議論の対象になったわけです。

以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

それではこれから、今本委員からご説明頂きました修正素案021113版につきましてご意見をお伺いしたいと思います。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

修正素案021113版の中で、「4-6 ダムのあり方」が、以前に提案されたA案・B案併記というものから一本化された形で、かなり圧縮してコンパクトになっているので、ここについて意見を述べたいと思います。

淀川部会でも、先ほど紹介がありましたように、この問題に2時間近くの時間を費やして議論をして、全員が意見を述べたわけです。A案かB案かということに関しては、基本的にはB案をベースにする以外ないだろうということは殆ど一致をしていたのですが、B案で十分かということについて議論がされたわけです。

個別の表現は別として、やはり流域委員会の基本的な責務はスタンスを明確にすることだと思えます。そのスタンスというものが、特に様々な議論があるところでは、どのように表されているかということが大事です。それが淀川部会の委員の皆さんの共通認

識であったと思いますし、そういう点ではB案をベースにして考えるということで意見が一致したのだと思います。

021113 版として一本化された案についても、「(1) 基本的な考え方」は明確なスタンスとして、極力抑制をしなくてはならないと具体的に述べられているということで、わかりやすくなったとは思いますが、しかし、「(2) の新規ダムについて」は、少しわかりにくい。まず、情報公開を行って説明責任を果たすということが書いてあるわけです。その後の4行部分で、新規ダムの建設が、これこれの条件をクリアしてはじめてできると書いてあります。この記述が「(1) 基本的な考え方」において明確にしたスタンスをあいまいにしている。それから、ダム建設が可能な場合の条件づけもしているのですが、ここもわかりにくいと思います。特に「社会通念上止むを得ないとされる程度」と書いてあります。このままでは、何が核心なのかがわかりづらい。

ここについては、少し文章を練りまして、こういう修正の方がいいのではないかとご意見を申し上げたいと思いますが、問題提起という意味で発言させて頂きました。

畑委員（猪名川部会）

畑と申します。猪名川部会に所属しています。

治水の問題につきまして少し意見を述べさせていただきます。堤防の破堤を防ぐため、スーパー堤防に象徴されるようなより安全度の高い堤防等による河川整備に方向転換をしていこうということなのですが、公共事業への投資というのが非常に制約を受けている現状の中で、全河川堤防にわたって高規格化された堤防をつくっていくということが、現実の問題として可能なのかどうか問題であると考えております。

理念としては非常に大事だと思うのですが、10年に1度の洪水にさえ耐えられないような堤防河川区間が多々見られます。まずそういうところを直すことが、関係住民にとっては大変切実な問題です。高規格堤防や矢板工法等を提案されているわけですが、いずれの場合も大変な費用と時間がかかるという中で、どのようにより安全な築堤を進めていくか、どのように河川区間の順序づけをするのかを流域委員会の提言で述べておく必要があるのではないかと考えています。

その他、文書にて環境用水の問題や歴史的な堰の問題を指摘させて頂いております。この河川維持用水、また環境用水、今回は「環境流量」となっていますが、できるだけ自然に近い流量を保持していこうということが基本として考えておられるところかと思われま。そうなりますと、現況における河川維持用水、維持流量というのは、河川によってはかなり大きな流量が確保されているということが問題になってきます。実際の自然の流れのように少流量の期間も長くあるわけですので、自然流量に近づけていくということが本委員会の目指すところの1つであるならば、確保されている維持流量との差を活用することによって、ダムにかわって、新たな水利用も可能ではないかと考えています。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。

次の作業部会で十分議論したいと思います。

本多委員（猪名川部会）

猪名川部会の本多と申します。

修正素案 021113 版の 4 - 10 ページをあけて頂きたいのですが、「物理環境」のところでも幾つかお話ししたいと思います。実はこの「3 ダム・堰」で、国土交通省ががんばっておられることがあるのです。そのことについては触れられていないし、後押ししようという記述もありません。

建設中のダムの場合、例えば絶滅危惧種であるというオオタカやモリアオガエルがいるというときには、国土交通省はその保全のための施策であったり、ビオトープであったりという取り組みを一生懸命されているのです。そのことに関しては書かれていないので、それをきっちり評価して書くとともに、もっとがんばれよとつけ足す必要があると思っています。

ですから、「3 ダム・堰」の最後に次のような文章を入れてほしいと思います。それは、ダムがつくられる場合は、現存する自然環境が破壊されることに対する復元・修復等、保全処置をさらに充実する必要があるということを一言加えて頂くと、国土交通省さんの努力をさらに後押しするような言葉になるというふうに思っています。

それから、4 - 14 のダムについてですが、これは寺川委員が書かれていますので、私もこの寺川委員の意見に賛成です。

実はダムワーキングでこんな議論をしたことがあります。新規のダムには、これから工事をする計画や建設中のダムは含まれるのかどうかということ議論し、皆さんからは、既存のダム以外は全部含まれるというご指摘があったのです。ところが、今ここに書いてありますのは、「新規ダムに準じた取り扱いをする」と書いてあるのです。「準じる」というのは違うということなのですね。例えば、公務員の給与に準ずるということは、あなたは公務員じゃないということを言っているのです。広辞苑で「準ずる」という意味を調べてみますと、「なぞらえる」となっています。「なぞらえる」を調べると、「似せる」と書いてあるのです。似て非なるものと書いてあるのです。違うと書いてあるのです。ダムワーキングでの議論では、「含む」ということで意見が一致したのです。池淵委員、そうでしたよね。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

はい。

本多委員（猪名川部会）

どうしてここでは、「準ずる」と書いてあるのかが、私はずっと不思議に思っているのです。これは 180 度意味が違います。趣旨が全然違いますので、これは、計画・工事中のダムについても新規のダムの取り扱いとするものとするというふうに、ぜひ訂正して頂きたいと思います。

池淵委員はどうお考えですか。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

この部分だけについてお答えいたしますと、「準じた」という言葉のとらえ方を、語源からお調べになったという本多委員の考え方から捉えれば、「準じた」という言葉については、ダムワーキングで議論した内容からすると、訂正をさせて頂きたいと思います。

本多委員（猪名川部会）

よろしく申し上げます。

今本委員（委員会・淀川部会）

ダムワーキングでの単なる意見であり、ダムワーキングとしての意見ではないと私は思っています。

「準じた取り扱い」についてですが、新規ダムと計画中・工事中のダムは同じではないわけです。ここの精神は、その段階でできることは、すべて新規ダムと同じ取り扱いをしてほしいということです。ですから、違うものを同じと言うわけにはいかないと思います。それをどういうふうに表示したらいいのか、考えてみますが、ここで書いている意味というのは、できるだけことは同じにしてほしいということです。

本多委員（猪名川部会）

そのことがあったのでわざわざその議論をしたはずですが、含まれるのか、含まれないのかという。それで皆さんは、既存のダム以外は新規ダムだと仰っていました。

今本委員（委員会・淀川部会）

全員ではないはずですが。少なくとも私はそう思っていないです。

本多委員（猪名川部会）

では、なぜ反対を言われなかったのでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

また、ダムワーキングでそういう意見が出たから、そうしなければならないということではないと思います。それは、やり過ぎだと思うのです。

この部分について、例えば、この拡大委員会でこのように訂正しようということになったなら、それはもちろん変えます。この提言案は最終案ではないというのは、つまりそういうことなのです。先ほどの指摘された箇所については、同意いたしかねるところがあったので、あえてそのままに残しています。

本多委員（猪名川部会）

池淵委員はどう思われますか。

芦田委員長（委員会）

ご意見を検討させて頂きたいと思います。

きょうは、ここで結論を出すのではなく、できるだけご意見をお伺いして、ワーキングでいろいろなことを考えていきたいと思っています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

「4-6 ダムのあり方」について意見が出ていますので、発表させて頂きたいと思います。ダムについては、A案とB案があり、これを一本化していただいたことに、まず敬意を表したいと思います。4-6「(1) 基本的な考え方」と「(3) 既設ダム・堰について」については、私の個人的な意見からしますとまだまだ不十分だとは思いますが、今回の理念の転換の方向に沿ってまとめていただいているのではないかと理解します。

ただ、「(2) 新規ダムについて」は、素案 021028 版「4-6 ダムのあり方」のB案から大幅に変更されています。これは非常にたくさんの意見もあって、とりまとめ頂く上のご苦労のあらわれだとは思いますが、少しわかりにくいという点と、整合性の面で「(1) 基本的な考え方」や流域委員会の全体的な流れからすると、このままの表現では好ましくないのではないかと考えて、修正案として資料を出させて頂きました。

まず、新規ダムについては、「自然環境を破壊するおそれが大きいため原則として採用しない」とさせて頂きました。これについては既に淀川部会の中間とりまとめでこういった表現がされていますので、その延長線で書かせて頂きました。

さらに、「新規ダムは、地域特性を踏まえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、考えるすべての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合にかぎり、認められるものとする」としました。これにつきましては、素案 021028 版のB案として出されたそのものです。

下段の方に行きまして、「新規ダムの建設は」以下ですが、これは特に書かないといけない文言ではないだろうと理解して削除し、「及びNGO、NPOを含む社会的合意がある場合に限られるものとする」としました。これまで話し合っただけで、中間とりまとめでも明記していますいわゆるパートナーシップ、或いは協働の問題の面からも、今後はNGO、NPOと一緒にやっていかなければならない、その判断基準の大きな役割をNGO、NPOが背負っていくということも明確にしておいた方がいいだろうということで、新たに加えさせて頂きました。

それから「なお、新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するに必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるよう説明しなければならない」というB案の文章を追加で書いています。

私はこれでも不十分だと思っていますが、これでかなりはっきりとした内容になると思います。B案を基本にしてまとめていって頂きたいと思っています。

芦田委員長（委員会）

「抑制する」については、全委員で共通だと思うのですが、その先につきましては、人によって随分違うのです。今のご意見ももちろん検討させていただきますが、そのとおりになるかどうかはわかりません。いろいろな意見がありますので。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

もちろん、このとおりにしてくれということではありませんが、これまでの議論等を踏まえて、中間とりまとめの精神を発展させるという意味でも、より明確にした方がいいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

ダムワーキングで検討して頂くと同時に、提言とりまとめの作業部会でも検討しまして、素案をかためていきたいと思っています。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

ダムの話について、一言だけ申し上げます。

修正素案 021113 版に書いてあることは基本的にこれでよいと思います、例えば「河川環境の観点からは」という条件がついて「極力抑制」とあります。この「極力抑制」だけが1人歩きしないよう注意が必要です。

このまま黙っていると、賛成したと思われかねないので一言申し上げますが、提言のすべてを読んで、バランスよく科学的に判断していく、科学的にきちんとやっていこうと読めればよいと思います。「極力抑制」だけが1人歩きしないような工夫をお願いしたいと思います。

細川委員（猪名川部会）

いろいろお立場があって難しいところがあるのだと思うのですが、私が環境団体の知り合いから必ず言われることがあります。中間とりまとめの淀川部会の文言の中では、自然環境を破壊するおそれがあるため、原則として採用しないという文言が使われていたが、それに比べると今回の最終の提言はどれもトーンダウンしている、明言を避けているような印象があると。なぜ、トーンダウンしているのか、やっぱり聞かれるのです。

私自身が答えられません。私自身は中間とりまとめで淀川部会がこの文言を出したとき、猪名川部会ではここまでの話し合いができなかったのが、非常にうらやましいなと思いましたし、そちらの方にむしろ賛同する気持ちが強かったです。中間とりまとめでこの言葉を使った後にいろいろな反発や反論や誤解が生じたので、その文言を避けるというふうにならざるを得ないという状況でしたが、その誤解や反論や反発というのが一体だれからどのようにあったものなのか、教えて頂くわけにはいかないでしょうか。

芦田委員長（委員会）

プロセスを説明する必要はないのではないのでしょうか。それに、委員会として、ダムはつくらないと言っていない。

細川委員（猪名川部会）

しかし、私自身も知りたいですし、委員としての責任だと思います。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

一般の方々等からの様々な意見があります。冊子にもなっていますが、あれが私自身も知っているまさに公式の内容であって、それ以外の何物でもないと思います。ですから、それに対して我々がどのように反応するかは次の問題なのではないかと思います。

それから、当然に、これは私自身はすでに決まっていることだと思っていますが、全ての人が完全に賛成することは恐らくあり得ないでしょうから、ある意見についてはこういう文章に変えるべきであるという少数意見が記名されて必ず出されると思っています。私自身は妥協的な人物ですが、それでもやっぱり妥協できないと私自身が考えたときは、少数意見を載せて頂きたいと言う場合があり得ると思っています。大変妙な言い方をすると、あれは淀川部会の中間とりまとめでしたから、ほかの部会の方で違う考え方を持っていていらっしゃる方があっても、それはおかしいことではありません。私の意見と違いますから、おかしいことはないのご判断頂く以外に、今のところはないのではないのでしょうか。それに基づいて、本当はこうしたいとは言って頂く必要があるのではないかと思います。

琵琶湖部会でもそのように申し上げているので、恐らく琵琶湖部会の中からも当然そういう意見が出てくるのではないかという意味で、芦田委員長のお話に途中で割り込んで大変申しわけありませんが、私はそういうふうに思っています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

委員会としてダムをつくらないとは言っていないということですが、確かにそれはそうだと思います。今、細川委員がおっしゃったのは、そういうことではなく、我々が話し合って決めてきたこと、或いは確認してきたことが文章として出てくると変わっているということだと思います。なぜ変わるのかという疑問だったと私は理解しました。

今後この委員会を続けて、全体としてどう意見を集約していくのか。また、川那部委員がおっしゃいましたが、例えば少数意見は少数意見として載せることはそれでいいと思うのですが、どれが少数意見なのかが明確になってないのではないかと思います。

今回、私も意見を発表しましたが、今後こういった意見がどのように集約されていき、少数意見かどうかをどう判断していくのか。今後の予定では12月5日の委員会しかないわけです。ワーキングも予定がないわけです。

どれが全体の意見で、どれが少数意見なのか、或いは、その議論をする場があるのか、その辺りについて明確にしておかなければ、今後も委員の皆さまの思いとは違った文章が1人歩きしていくと思います。

基本的には我々がワーキングや部会で議論してきたことに基づいて、提言は変わってい

くべきです。個人の思いで変わってしまっは困ります。

芦田委員長（委員会）

基本的な考え方は変わっていません。環境の回復・保全を重視した川づくりをするというのが基本的な考え方です。そうするためには、ダムは環境にかなりインパクトを与えるから、抑制するということまでは共通の理解が得られているのですが、その先についてはもう議論のしようがないのですね。これから河川整備計画原案にダムのことが出てくると思いますが、その段階で具体的に議論する必要はあると思います。

田中委員（淀川部会）

先ほどから出ておりましたダムの問題の議論ですが、淀川部会の中間とりまとめでの「原則としてダムは認めない」という文言につきましては、実は今本委員の考え方でございます、河川工学の専門分野の先生の立場としては、非常に重い意味のある考え方だっと思っております。その流れを引き継いでダムワーキングでもこの意見は多数を占めておりました。少数ではありません。

流域委員会の提言として、ダムを選択するのか、しないのか、その分岐点がこれから将来の川づくりの大きなポイントだと思っております。

修正素案 021113 版の文言でいきますと、条件つきですごくあいまいな点がダム開発に対して、免罪符となりはしないかと心配しています。つまり、この提言によってダム開発が従来どおりに続行される懸念があります。

芦田委員長（委員会）

いろいろご意見が出ていますが、この辺りで休憩したいと思います。15分休憩いたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは再開を3時30分とさせて頂きたいと思ます。

〔休憩 15:15～15:30〕

芦田委員長（委員会）

それでは再開いたします。ダムについていろいろなご意見をお伺いしていますが、これにつきましては、11月16日に最終提言作業部会が開かれますので、そこで検討したいと思っております。その結果をできるだけ早く皆さんにお知らせして、12月5日の委員会で議論して頂くということにしたいと思ます。よろしいでしょうか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

素案 021028 日版で少しお話しさせていただきます。

第5章が要るのではないのでしょうか。といいますのは、今もいろいろ意見が出ましたが、実はそれをやっていくためのプロセスや実態づくり、計画が出てからどうやっていくのかということの中に、恐らくそういう問題が全部入ってくると思うのですね。

それで、ある意味では委員会というのは制限されていて、時間がここまでということが来ていますのでね。だが、その河川整備計画の中に継続性のあるものを入れていかないとだめだろうと思います。それぞれの章では書かれていますが、それだけでは不十分な部分があります。そこで一つ「提言作成にあたって」に項目がありますね。これの一番最後のところ、或いは5つ目のところのラストに、「また、計画後の実現に向けての推進方策も計画の中に組み込まれている」という文章が入ってくる必要があるのではないかとということとを考えます。

それから、次の枠で囲まれた「川づくりの理念の変革」の中でも、最後から5行目。「整備のあり方、その進め方を提言するものである」ということと同時に、「河川整備計画を政策・実施されるよう希望する」が必要ではないか。細かいことは省いていきますが、「河川整備の現状と課題」の「2-1 治水の現状と課題」で、「自然災害であったが」というところで、「同時に生物にとってよく育つ試練でもあった」と、洪水というものの認識のされ方が今後30年を考えると必要じゃないかと考えます。

それから、「3 新たな河川整備の理念」の中では、「特に都市化された河川では」という文言が必要ではないか。都市そのものも河川によって変化していくという認識が必要であると思います。

それから、「3-5 新たな河川環境の理念」です。これは後で触れますが、1行目に「単調、かつ過度にコントロール」という、水の扱い方が単調であったということの認識が必要だと思います。

それから、最後から2行目のところ、「川の外の水系や暮らしの連続性として多岐にわたる」という、そういう内容が必要です。

それから、「4-1 河川整備計画に関する基本事項」で、「総合的な水管理」の1行目で「内での統合が最重要であり」というところが非常に問題があるところだと思います。というのは、国滅びて山河ありというように、風土、その歴史、文化というものを基本の土台にするなら、今の国、或いは今の経済、今の社会政策の中の枠組みの中でやれというのは、国自身がもっといい方向には進まないというところで、「内での統合が重要であり」というのは消して、「と、密に関係しており」という言葉は、これは大事ではないか、必要ではないかと思えます。

最も基本的なところ、1つは水質という問題で、実は水の状態というのは、どういうものかということの定義を言っておかないと水は密度分布、温度分布、速度分布、そして成分、これで一体であり、連続性があるのですね。だから、水質だけ取り出したときにどうなるかということは今後考えないと、全部関係があるのだという認識の仕方というのは、一つは必要だと思います。

河川工学で今までやってきたのは、ダムの問題もそうですが、河川砂防技術基準案というのがほぼ基準に使われてきたと思うのです。ところが、河川工学というのは境界条件と

というのがあって、水量と速度と断面で決まってきたものなのですね。非常に狭い範疇で決まってきた。

だが、先ほどの水質というものと同じように、自然のもの、自然の作用を学んでいきますと、それではとてもじゃないがやっていけない。合理に近づかない。ということを含めた水のコントロールというのをこれから考えていこうということだと思います。

だから、第5章として、今後どのようにやっていったら実現していくのかを書くことが重要だと考えています。

山村委員（委員会）

日本の新たな「4-1 河川整備計画のあり方」ですが、特に治水面の考え方ですが、ダムにも関係してきますが、河川整備基本方針が策定されておりまして、そのもとに河川整備計画がつくられるというシステムになっています。しかし、この提言の中では、河川整備基本方針については全く触れられていないのです。これに基本高水流量と計画高水流量が定められています。いろいろ総合的な水需要管理をした結果、その基本方針を見直さないといけない可能性もあるわけで、そのときには基本高水流量、計画高水流量をさらにフィードバックして減らしていくということになれば、ダムの必要性がなくなるという事態も出てくるわけなのです。

ところが、そのことについて、提言に全く触れられておらず、結局そのしわ寄せが、ダムが必要か、原則として廃止すべきだといった議論に来ているわけです。根本的な原因は現行の整備基本方針自体の問題点にかかってくるのではないかと思います。そこをきちっと押さえておく必要があるのではないかと。文書にして出させて頂きたいと思います。

畑委員（猪名川部会）

「4-2 治水計画のあり方」で、氾濫を誘導するという新しい概念が提言されています。これにつきまして、補償費、災害復旧費を考慮して、資産価値の高いところとそうでないところと比較する場合に注意しなければいけないのは、例えば農地の場合、土砂が流入しますと、それを回復するためには相当な費用がかかりますし、関係住民との合意が得られるかどうか重要なポイントです。提言では比較的簡単に記されているのですが、現実の問題としましては、これは相当に悩ましい問題であろうかと思いますし、その辺の十分な検討をする必要があるということでコメントさせていただいていますので、ご議論頂きたいと思います。

それから、もう1点。水害の輪廻、水害の連鎖に関しましても、今までの計画の問題点というのは、やはり河川の状況というのが十分に知らされていなかったということがあるかと思います。ですから、これからの河川整備は、委員会でも非常によく議論されているところですが、いかにして関係住民に情報を提供して、そして総合的に判断して、工事区間にしましても優先順位というのが非常に大事かと思いますし、そういうところを考えた河川整備計画が考えられるべきであろうと思います。水害の輪廻の回避は、堤防の高規格化によって必ずしも実現しないし、また、先ほどのように費用の面でも実現はなかなか

難しいであろうと判断しています。

芦田委員長（委員会）

他にもご意見がございますでしょうが、時間の関係でこの議論は終わりたいと思います。11月16日に提言の作業部会を開催しますので、それまでに文書でご意見を出して頂きたいと思います。明日14日までに出示していただかなければ対応できないと思いますので、文書の形にして修正意見をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。住民意見聴取・反映に関する提言に関しましては、ワーキンググループには2つのことをお願いしております。1つは、河川整備計画をつくるにあたって、住民意見を聞くということになっていますが、その聞き方をどうするかということを経済交通省の方から諮問されており、それに対するご検討をお願いしております。

もう1つは、河川整備計画を推進していく上で、例えば住民がどのように関わっていくかということについてもご検討いただいております。三田村リーダーに中心になっていただいて、週1回というハイペースで検討していただいております。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

住民意見の聴取・反映に関する提言に関して、一般意見聴取ワーキンググループというグループを立ち上げさせて頂きましたが、水質ワーキングとともに一番最後に立ち上がったワーキンググループでした。毎週ワーキンググループを開催いたしましたが、なかなか十分な議論ができなかったことが多々あったと反省していますが、何とかこういう形で提言素案を提出することができました。ワーキンググループの皆さまのお力のたまものであると思います。

これまでの4回のワーキングの内容につきましては、資料1-1の22ページから25ページ、並びに資料1-2の77ページから89ページにありますので、ご参考になっていただければありがたいと思います。

ワーキングの議論の中間報告を最終提言作業部会で報告してきましたが、最終提言作業部会での報告に関しては、塚本委員に大変なご助力を頂きましたことをここで申し上げておきたいと思います。

それでは、概要についてご説明いたします。資料2-3-1をご参考にして頂きたいと思っております。

「1 基本理念」それから管理のあり方だとか幾つかに分かれていますが、まず基本理念から申し上げます。私たちが基本理念といたしましたのは、今までのようにトップダウンではなくて、協働の作業の結果として河川管理をやっていって頂きたいということでした。「1-1 行政主導から行政と住民の協働へ」と書いていますが、これが基本理念です。

その2つ目のパラグラフを少し読ませて頂きます。「淀川水系は、本来、住民の共有財産である」。1行飛びまして、「行政主導型から行政と住民の協働型の河川管理に転換し、河川を根幹とする地域の自然条件と水循環を健全に保つことができる河川管理の体制を整

備すべきである。』その次のパラグラフに移ります。「行政と住民の協働型の河川管理へ転換するためには、行政側と住民側の両方で河川行政に対するこれまでの意識を変える必要がある。行政は従来の職能的専門家意識から、住民の生活感覚に密着した立場からの意見をも積極的に採り入れることができる新たな専門家意識を醸成する必要がある。一方、住民は行政に対する『お上』意識や行政への白紙委任的態度を払拭するとともに、利益享受者としてのみ自らを位置づけるのではなく、利益享受には責任分担が伴うことを意識すべきである。』これが基本理念の根本的なものです。

それから、「1-2 従来の河川管理における課題」としてまとめています。「永年にわたる治水と利水に偏った河川行政の結果、川と人とは遠ざけられ、人々の河川への意識が薄らいできた。』それで、反省しようということです。その結果、幾つかの課題、或いはこれから克服していかなければならない課題があるということが書いてあります。項目を上げて書いていますので、その幾つかをご紹介しますと思います。これから克服していかなければならない課題として、1つ目ですが、「住民と河川管理者が、川の将来像を共有していない」、すなわちこれから共有していかなければならないということです。それから、「住民と河川管理者の日常的な情報交流の機会がない。」「河川管理者の事業や計画に関する情報が住民に適切に伝わらない。」「計画策定にあたり、住民からの意見聴取や住民参加の機会が非常に限られていた。」「事業実施にあたって住民の役割分担や参加、協力の機会がない。』そういう反省のもとに、これからはこういうことを積極的に取り上げていっていただかなければならないということです。

3 ページにまいります。「2 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方」という章立てをしました。その中で、「2-1 情報の共有と公開」、これが非常に大事であろうと思います。次の4ページですが、「2-2 住民との連携・協働」が大切であると。例えば、その(2)にありますように、「河川・環境学習の推進」。学校教育や社会教育の中での水環境学習を推進していくように考えていかなければならないということです。要約だけ申しますので、あとはお読みになっていただければありがたいと思います。

6 ページに移ります。「3 淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき施策」。その3-1です。私も淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取り組みを、まず自己批判、自己総括しなればならぬであろうということから出発しました。その総括がここに書いてあります。紹介したいと思います。8 ページをごらんになってください。その総括の例を1つだけ申し上げますと、「(3)委員会における住民と連携・協働の総括」。例えば「『伝える』ことは十分であったか。」「『聞く』ことは十分であったか。」「『対話する』ことは十分であったか。』10 ページに移りますが、「『反映』は十分であったか。』。そういう総括をして、それをもとに「3-2 河川整備計画策定時」で提言をしたわけでございます。「(1)情報の公開と共有」をして頂きたい。先ほどと文言はよく似ていますが、内容は少し違います。その次のページ、「(2)住民との連携・協働」も進めて頂きたい。

12 ページに移ります。次は、「河川整備計画策定後」です。「(1)情報の共有と公開」をしていくべきである、住民との連携・協働も進めていくべきである、例えば、その例を申

申し上げますと、川の守り人制度のようなものをつくっていただいたらどうかということです。河川レンジャーという言葉が以前の流域委員会で出てまいりましたが、それを少しわかりやすく日本語で書き改めたものです。また、或いは流域センターを設置していただければということを書いて記述しています。ただ、これについては、流域委員会が河川管理者に対して提言する内容ではないというご意見もありますが、私どもワーキングでは両方でやっていかなければならないのだろうと意見が一致しています。といたしますのは、住民側が流域センターを設置するのはなかなか困難でもありますので、河川管理者側にもこういうことに配慮して頂きたいと思っています。

簡単に私どもワーキンググループの素案の概要を申し上げましたが、さらにこの骨子が修正素案 021113 版「新たな河川整備をめざして」の「4-7 住民参加のあり方」に書いてあります。従いまして、この提言と重複するところが随分あるかと思えます。住民意見の聴取・反映に関する提言を別冊として提出していかなければならないのか、或いは先ほどの「4-7 住民参加のあり方」をより充実させていくべきなのか。この判断については、ワーキンググループの与えられた範囲を超えていますので、運営会議を経て、委員会からご指示をいただければ、ワーキンググループで対応できるかと思っています。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

畚野委員（猪名川部会）

住民意見の聴取・反映に関する提言の 10 ページをごらん頂きたいのですが、先ほど三田村リーダーが説明を省略されたところでは、委員会としての総括、反省点で、「見直し・修正する」というところの一番下、「(成果)(反省点) 現在、見直し・修正する方法について検討中である。最終提言と同時期に何らかの方法で提言への採用不採用と、その理由等を見直し・修正を行う方向で検討している」と書いてありますが、現実どういうふうに進めるかということは、残念ながらワーキンググループの一員として把握しておりません。これは 1 つの宿題として残っておるとということだけ指摘させて頂きたいと思えます。

塚本委員（委員会・淀川部会）

芦田委員長も言われていましたように河川管理者の方から河川整備計画原案が出てきますね。その計画後ですね、計画後にどう推進するか。短期長期の検討委員会をどう進めていくかという検討が要ると思うのです。

恐らく、住民意見の聴取・反映のやりとり自身が 1 つの準備的な要素になってくると思えます。将来は、評議会なり、或いはその流域連絡会議なりが、住民主体で実態に対してどういうプロセスでやっていくかということが、恐らくこれからの問題点になってくると思えます。

山村委員（委員会）

住民意見の聴取・反映に関する提言を、河川整備に対する提言に組み込むかどうかという問題がありましたが、これはやはり組み込むべきであろうと思います。

というのは、河川整備に対する提言そのものが住民に公開され、そして、いろいろ意見を聞くことになるわけですから、流域委員会としてどういう意見が出されたのかがこの中に組み込まれないと一般の皆さまにもわかりにくくなってしまいますので、少なくとも、住民意見の聴取・反映に関する提言の「3-2 河川整備計画策定時」と「3-3 河川整備計画策定後」については、河川整備に対する提言の中に組み込んでほしいと思っています。

山本委員（淀川部会）

先ほどおっしゃっていましたが、一般意見聴取ワーキングでの成果、反省点にも関連するのですが、最終提言と同時期に何らかの方法で提言への意見の採用不採用等をお知らせするというようなことを検討中であるという話もありました。

この流域委員会でも最初のころは、準備会議からの精神を踏まえ、すべてを透明に情報公開して、発言等も残る形で公開していくという形で進められてきました。私は一住民として参加し、最初のころは、これで意見がまとまるのかなと思うぐらい、いろいろな立場の方がいろいろな意見を述べてられていました。まず、河川管理者の方々との信頼関係というものを築いていかないといけないということに、随分とゆっくりと時間をかけてきたと思うのですね。それでここまで来ました。

この春ぐらいまでは、例えば、中間とりまとめに関する修正意見等を述べよと言われてまして文書で出したりしますと、その1つ1つに や や×等につけられていたのですね。それがなぜどうなったのか、理由まではついてなかったのですが、明らかであったという点については信頼が置けたと思うのです。

ところが、最近は随分と意見の方も煮詰まってまいりまして、意見を収れんしていかないといけない方向になってきて、それぞれのご専門の立場の先生方がなさっているワーキングの方で原則一般の方には非公開という形で話し合われています。

ゆっくりと醸成されてきた信頼関係というのがあったから、一言一句議事録で出せとかいう話にもなってこないのであって、だれが何を言ったとかいう枝葉にこだわって話話話とまとまらないであろうと、げたを預けたような形になっている部分もあるわけです。その点は、一般の方々も非常に興味深い過程であるかと思います。私も一部会所属の委員ですので、今までに集約されていったものの延長にないものが突然出てきたら、何でこんなものが出てくるのだという不信感につながると思うのですね。

それは、今後、流域委員会が提言を終えて河川整備計画原案が出てきて、住民との協働を目指すのだというような方向になっていく段階で、こういうことがあったというのが不信の種にならなければいいというのが最近の私の感想です。

021028 版の最終提言の素案に関しての1つ1つ細かい意見、それぞれのお立場の意見というのが来てまして、それは読んでいますが、最後は、変革の理念に沿っている変更であるのかどうかというところがすごく大事だと思うのですね。そうじゃないところで、やはり、話し合われている内容がわからない状況では、委員会の設立当初に戻ってしまうので

はないのかという懸念があります。今後、とりまとめの作業を慎重に進めて頂きたいと思います。住民意見の聴取・反映に関する提言をしていくに当たって、流域委員会がどういう方向でやっていくのかというのはやっぱり態度で示していかないといけないと思います。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

住民意見の聴取・反映に関する提言の10ページから後に、河川整備計画策定時と策定後に分けて具体的な提案があるのですが、内容的には議論されたものがすべて入っていると思います。

ポイントは、計画策定時での意見聴取ということはどこでも「聞きおく」ということでやっていますが、これをどう打破するかということなのですね。

それに対しては、11ページでいろいろな手法を並べてあると思うのですが、やはりここは、もうちょっときめ細かく言わないといけないのではないかと思います。

つまり、公聴会、セミナー、研究会、公開討論会、現地見学会、市民集会、地域集会と並んでいるのですが、これらはそれぞれどういう場合にこういう形式をとった方がいいのか、その使い分けがあると思うのです。やはり、そういうことを書いていかなければ、提言にならないのではないかと思います。私もまた具体的意見を文章で書きたいと思いますが、そういう工夫が必要ではないかと思います。

それから、もう1つは河川整備計画策定後の部分で、「連携・協働」ということが基本的理念で上がって、それから、13ページのところに「一部を分担」と書いていますが、ここで役割分担というのが初めて出てくるのです。役割分担、それからパートナーシップというのが最近はやりの言葉ですね。これも言葉だけが1人歩きをして、なかなか実体を伴っていないことが多く、これをどう具体化するかということが大きな課題だと思います。連携・協働の中にはパートナーシップ的なものも入っているという趣旨だと思いますが、やはり、どういう部分の役割をNGOやNPO、場合によっては住民団体に担当をさせるのか、どういう権限を持たせるのかということが、これから一番必要な部分だと思います。行政もその辺を非常に迷っているわけです。どういう部分の分担をしてもらったらいいのか、どの程度の権限を与えたらいいのかということの迷いがどこでもあるわけですね。ですから、もう少し具体的な示唆になるような工夫が要ると思います。特に、この流域センターの方は第三者的な機関ということで位置づけられていますから、ここを工夫すれば輪郭が見えてくるのではないかと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

今、お話を頂きましたことにつきまして、私どもワーキングでは結論を得ていません。わからないと言った方が正確だろうと思います。

従いまして、例えば、河川管理者が今後管理をやっていく上で住民の意見を聴取・反映する方法がいいのかというのは幾つかの場があるろうかと思います。一番私どもワーキングが気にしておりましたのは、物言わぬ人々の大きな声をどのように反映させていくべきなのかということでした。或いは、現地に行って人々の意見を聞くのにどういう効果がある

のだろうか、幾つかの試行をやっていかなければならないと思っていたのですが、なかなかそこに至らずにこういう提言になってしまいました。

それは、これからの課題であろうと思います。

荻野委員（淀川部会）

河川整備に対する提言は理念を中心にした包括的な内容でよかったのですが、住民意見の聴取・反映に関する提言はもっと具体的に、これから整備計画を立てる際に、具体的な案件が整備計画の中にどのように盛り込まれるかを書き込む必要があります。そういう具体的なプロジェクトに対して住民がどういうふうに意見が言えるか、どういうふうに意見を反映させるか、そういう仕組みをどういうふうにつくるかという、話し合いのプラットフォーム、コンソーシアムを、どんな形で作り上げるかという提言でないといけないのではないかと思います。

私のところにも住民の方からたくさん手紙をいただいています。簡単に紹介すると、自分ところの水道は自己水で十分満足なのだが、大阪府の方から10%の水利権を買わされて、淀川の水をまぜて使わなきゃいかんのだ。そのために水道料も上がるし、自己水できれいな水を飲んでいたので淀川の水をまぜてまづなると、いろいろなことが書いてあるわけです。こういう具体的な問題が、これから河川整備計画を立てる段階で、ダムが必要かどうかなど、具体的な問題に上がってくるのだと思います。

そのときに、住民と河川管理者との間のパートナーシップを築くためには資金も要ろうかと思えますから、経済的な問題などについても少し具体的に踏み込んで表現していただく必要があると思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

まず1つは、NGO、NPOという言葉が抜けているということです。「住民団体」として括ったということなのかもわかりませんが、きっちり入れておいて頂きたいというのが1つです。

それから、今後のとりまとめについてですが、先ほど山本委員の方からもありましたように、今後も日程的には非常にハードで、明日中に意見を出して11月16日に作業部会で議論されるというスケジュールです。ここまで2年ほどかけてやってきたにも関わらず、このスケジュールでいいのかと思っています。

それから、最終提言作業部会には、地域の特性に詳しい委員が含まれていないということです。この流域委員会は当初から住民参加や住民の意見の反映を重視しているのですが、そういう意味でも、もし11月16日の作業部会が最後のとりまとめをしていく議論の場になるとするならば、少なくとも拡大委員会として開催して、やはり各部会の委員も参加している形で開催していただけないかという提案です。

芦田委員長（委員会）

11月16日に最終提言作業部会を開催しますが、その結果を12月5日の委員会で討議し

たいと思っています。その結果はよりオープンな形で議論する必要があります。

細川委員（猪名川部会）

ダムに関しては、やっぱりそれぞれ皆さまに譲れないものがあると思います。それで、もとの 021028 版の案である A 案、B 案プラス、寺川委員の C 案というような格好で、各委員が現時点でどのようにお考えなのかというのを 1 人 1 人確認した上で、それを踏まえて作業部会をして頂くわけにはいきませんかでしょうか。

芦田委員長（委員会）

全員の意見が一致すれば、もちろんそれに越したことはありませんが、意見が一致しないことが当然予想されましたから、少数意見として出して頂くということにしています。

細川委員（猪名川部会）

その少数意見を確認して頂きたいと思います。

鷲谷委員（委員会）

済みません、席を立たなければならぬ時間なので一言だけ意見を申し上げてもよろしいでしょうか。

この提言は、冒頭に河川整備の理念改革という言葉がありますが、それにふさわしい理念が多々盛り込まれていて、恐らく、淀川流域だけではなくて日本の河川整備の今後、川の自然と文化の復権を図っていく流れにかなり大きな影響を与えるものではないかという印象を持っております。関東に住んでいて、関東の川でもこういうことができたらというふうに思っています。

これらの理念が実際に十分に河川整備計画に反映されるかどうかということになりますと、既存の制度との多少の齟齬もあるでしょうし、先ほど広範な住民というような言葉もあったと思いますが、自治体とか広範な住民等の意識との関係が河川整備計画に反映されて実際の川づくりに隅々まで生きていくためには、難しい問題や障害もまだまだ少なくないように思います。

できたらその後の部分まで考えて、今の段階でどんな問題点があり、どんなところに難しさがあるのかも整理をして、具体的に乗り越える方策についても提言していく必要があると思いました。

芦田委員長（委員会）

この提言をスタートにして、河川整備計画の原案が出てきますので、その段階で議論して、今おっしゃったような方向を確認していきたいと思っています。

塚本委員（委員会・淀川部会）

先ほどからダムのことがかなり突起して出ているのですが、少なくともダムについては、

021113 版で本質をちゃんとあらわしています。

それで、僕は、パッとNPOの方たちが言われる激しさ、本当にそのダムに関わって暮らしの中でやってこられた方、その運動とかに入っていかれて、何が解消したら本当にいいかということをやってこられましたか。実際の実態の中でそれを起こしていこうと思っただらどのくらい時間がかかり、地方行政、要するに自治体やいろいろなところと住民自身がいろいろやりながらやっていくのだということ。それを見ますと、恐らく最終的な、今の状況でのダム問題の求められ方というのは、治水、利水、水位、皆含めたら、これはトータルな物の考え方でこれから進めるといふ、非常に大きな含みは入っています。

だからこそ、これから5章でもつくって、本当にそれをやっていけるのかを - - 多分河川管理の方は、あれを出しても、これはできない、これは我々だけではできないということになってくるわけですよ。そのときに、住民や学者たちが一緒にどういうふうにしていくかという複合的な行動を起こしていかなければならないのですね。

それを考えますと、今の土台というのはかなり、そこへ進んでいける十分な可能性、或いは表現になっているとは思っています。

川上委員（委員会・淀川部会）

淀川部会の中間とりまとめで、ダムは原則として採用しないとはっきりとした提言をしたわけですが、その後、021028 版のA案、B案の併記、そして、きょうの提言の素案という流れを、やはり社会は注目して見ていると思うのです。

従って、ここで淀川水系流域委員会があいまいな判断をいたしますと、流域委員会の委員はこの問題について判断を避けたという十字架を今後 30 年間背負って生きていかなくちゃいけない。これは、流域委員会並びに委員の信用に関わる問題であり、決しておろそかに、中途半端にすべきではないと私は確信しています。

従いまして、できるだけ近い時点、或いはきょうでもいいわけですが、この問題に関する委員全員の意見集約をして、そして最終提言の作業部会において検討して頂くことが望ましいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

ダムについては、これから河川整備計画原案として出てくるわけですから、それについて議論することが、答えを出すということになると思うのです。ですから、今の段階では抑制するということかなり強い方向性を出しているわけですから、それで十分だと思います。具体的な個々のダムについて議論を避けるわけではありません。

細川委員（猪名川部会）

そうすると、現時点で今このまま話し合いが終わるといふことになると、この 021113 版が原案の原型という形で進むわけでしょうか。

芦田委員長（委員会）

違います。それはどんどん変えていきます。

細川委員（猪名川部会）

はい。とにかくどれが少数意見なのか、委員の間で大きなギャップがあるのではないかと考えています。

芦田委員長（委員会）

それでは、この問題は今後の進め方に関係しますので、後ほど議論するとして、一般傍聴者からの意見聴取に移りたいと思います。

傍聴者（野村）

「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。

先日の素案に対しまして、私どもの会では意見書を出させていただいています。今回の参考資料1の一番最後のところですね。そこに出させていただいていますが、結論と申しますか、私どもが一番申し上げたいことはその中で黒字のゴシックで書いている部分でありまして、計画・工事中のダムの「利水面の一からの見直し」を提言に明記して頂きたいということでございます。

具体的には、後に反論という形で4点書かせていただいています。1番目が渇水について、2番目が水需要予測について、3番目が堆砂について、4番目が工業用水についてということですが、今は時間の関係で2点だけもう少し言わせて頂きたいと思いません。

1点は反論2の水需要予測についてでございます。10月28日の素案では「需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある」というふうに書かれています。しかし、私らが考えますには、2月1日の委員会で河川管理者から配付された資料を見ましても、あそこにたくさんのグラフとかがございましたが、これは「批判がある」という表現ではなくて「明白な事実である」というふうに書いて頂きたいと思いません。

それから、もう一点、渇水についてでございますが、これも特に2月ごろに「壊滅的な渇水」とかというような議論が出たわけでございますが、私どもが思いますには、琵琶湖総合開発のことが考慮されていないのではないかとこのように思います。

ご承知のとおり平成3年度末に概成しまして、いただいたグラフを見ましても、それ以後様相が変わったように見受けられますし、何と申しましてもあれは20年、2兆円の投資をしてやった世紀の大事業でございます。その目的が下流域の利水の安定ということだったわけですから、これが渇水に効果を出さないわけがないのです。しかし、それを触れないうちに、この素案では「1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生している」或いは「1978年から1998年までの21年間では5回もの渇水が発生している」と、こう書いてあるわけですね。つまり、平成3年の前後を挟んで非常に単純な議論をされているというふうに思われます。

ですから、今度の最終提言におきましてはこの辺も加味した表現をぜひとって頂きたい

と思います。

芦田委員長（委員会）

そのほか、ございませんでしょうか。

傍聴者（岡）

「大阪自然環境保全協会」の岡と申します。またダムに関しての意見と、それとともに集まりました委員の皆さんに現実を知って頂きたいというような趣旨で発言させて頂きたいと思います。

簡単に言いますと、河川管理者側は破堤による壊滅的な被害の回避をダム建設の根拠にしようとしているということがありまして、そのことを今現実的に知って頂きたいという点です。

といいますのは、我々は9月12日に余野川ダムのことで当局に伺う機会がありました。そこでの話し合いの中で、きょうの参考資料1「委員および一般からのご意見」の中にも入っていますが、「余野川ダムについては基本高水が高過ぎる」とか「200年確率が根拠になっているが今後はそういう概念は外す」という旨の返答がありました。そこで「そして余野川ダムはもうつくりませんか」と問い返しますと「そうではない」と。「壊滅的な被害を避けるためにダムはつくる」と、そういう理論武装をしておられるということがわかりました。

そういうことになりますと、これはこれまでの余野川ダムの計画を完全に自分たちでみずから覆すものといいますか、その存在を否定するものということが1つ言えますね。それから、これまでの流域委員会の河川整備のあり方を反省して環境保全型の総合的な治水にしていこうということになっているのですが、その上で最後の最後的手段として壊滅的な被害の回避をするということでダムはあり得るということはあるのですが、そういった最後の最後的手段だけを短絡的に引用してダム建設の根拠にすると、そういうことは主旨に反すると思います。

今後、具体策とか事業が検討されていくわけですが、その辺りをよろしくお願いします。

傍聴者（池貝）

枚方市役所の池貝でございます。議事録につきましては掲載をお願いいたします。

この流域委員会を通じまして、枚方市では市政モニターへのアンケート調査ですとか、現地での自然保護団体の方々からグラウンドについてのご意見を伺ったり、それから庁内で連絡会議を開くといったようなことを行いまして、私どもといたしましても河川を見直すきっかけを与えていただいたということで大変感謝申し上げる次第でございます。そういった中で、この素案の中で1カ所納得できない点がございまして、それについて意見を陳述させていただきます。

資料2-2-1の提言書修正素案、4-7ページの(4)高水敷利用の欄でございます。「ゴルフ場、グラウンド等の利用施設は、本来、堤内地に設置されるべきものであり、長期的に

は堤内地に戻していく」と。そして「原則として新規の整備は認めるべきではない」というような表現でございますが、これについて土地利用計画論と地方自治の観点からちょっとコメントさせていただきます。

河川空間を含めました土地利用計画におきましては、自然環境に加えまして社会、文化、経済的な諸条件を総合的に判断して決めるわけでございます。例えば自然公園につきましても、そういった観点から特別地区とか普通地区といった色分けをしているわけですが、この流域委員会の提言の中ではどういうわけか自然環境だけを一律絶対的な基準といたしまして、それ以外の社会、文化、経済的な要因がどうも配慮されてないのではないかなというふうに考えています。そういったことで、自然環境以外の他の土地利用については中長期的には排除していくという非常に一律原則的な基準になっているわけでございます。

そこでお伺いしたい点は、まず淀川だけに限っては、土地利用に当たって、どうして自然環境以外の社会、文化、経済的な諸条件を加味せずに土地利用の検討要因から外すことができるのかということでございます。その論理的、抽象的な根拠がこれまでの資料の中ではどうも示されていないのではないのかなということが1点でございます。

次に、地方自治の観点からご提案申し上げます。

地方自治の流れといたしましては、土地利用計画、とりわけ公的な空間につきましては住民の方々の意見を伺って決めるという方向に動いてきています。例えば大阪府が管理されています河川では、その高水敷のあり方について、利用のあり方についてワークショップでやっていくという方向が打ち出されています。

一方、この提言案を見させていただきますと、先ほど言いましたように、あらかじめグラウンド等を排除するというで土地利用の範囲を限定していますが、こういった形では市民の方々の意見を最初から門前払いしているように受け取られかねません。これまでいろいろ住民の方から伺っていますと、これは誤解でございますので聞き流して頂きたいのですが、流域委員会のご提案はちょっと厳しいと。ただ、これはお上の言うことだから逆らえないのではないかと、1つはあきらめの気分ですね。もう一方は、これは河川管理者以上に強権的で排除的ではないかという声も聞かれます。これは誤解なのですが、こういった誤解を解くためにも100対0という形ではなくて、例えばこれまで50対50で評価していたものを80対20とか、そういったような少し抜け道のような表現で記述して頂きたいというのが意見でございます。

芦田委員長（委員会）

そのほか、ございますでしょうか。

それでは、今後の進め方について、資料3-1、3-2を庶務の方から説明してください。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料3-1、資料3-2について説明]

芦田委員長（委員会）

河川管理者の方から何か発言がございますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川調査官の村井でございます。今後の進め方に関係するかと思っておりますので、こちらから要望、お願いを申し上げたいと思っております。

この流域委員会は、淀川水系の直轄区間の整備計画について意見を頂くために設けられているわけですが、当然、直轄区間でない府県の管理区間の整備とも関係するわけです。そういった関係上、関係する河川管理者としてこの場に来て頂き、いわゆる指定区間の河川管理者である府県の方々にもこの流域委員会の場で議論を聞いていただいているわけですが、今まで意見を言っていたことがございません。そういった意味で、指定区間の整備と直轄区間の整備というのは当然関連いたしますので、河川管理者としての府県の意見を言う場を設けていただければと思います。

芦田委員長（委員会）

広く意見を聴くのは非常に大事ですから、この後の運営会議で相談したいと思っております。私としては12月5日の委員会でそういう場を持つてはどうかと思っております。これについては、この後の運営会議でご相談したいと思っております。その方向でできるだけやりたいと思っております。

それから、提言の深化についてですが、きょういろいろお伺いしましたご意見をもとに、或いはきょう、あすの間に出して頂くご意見をもとに、11月16日の作業部会を経て、素案を修正していきたいと思っております。その結果を、例えば淀川部会が11月29日に部会をするということになってはいますが、委員会としても部会を含めた委員の皆さんに修正案をお送りしまして、さらに意見を聞く。そして、その結果を12月5日の委員会で議論する。そのときにまとまらなければ、1ヵ月くらい延びてもいいのではないかと考えています。もちろん12月5日には滋賀県や兵庫県から意見をお伺いする場がありますから、その結果も踏まえて次の委員会で修正案を整理する。年内にできるかどうかは非常に難しいのですが、できるだけやりたいと思っております。

近畿地方整備局では提言を受けて河川整備計画の原案作成に入るわけですが、これまでの委員会の議論をお聞きになっておられたわけですから、既にその作業を始められておられるはずですが、河川整備計画の原案は12月中には出るのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

提言素案をいただいた後、速やかに私どもの整備計画素案を出させて頂きたいと思っております。12月を目標に作業をしています。

芦田委員長（委員会）

それを受けて審議に入るわけですが、これからが本番の委員会ということになります。その段階では、先ほどもいろいろダムの問題が出ておりましたが、具体的なダムの議論を部会或いは委員会で議論することになります。初めて具体的な検討が進むわけでございます。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

今後の進め方のところですが、先ほどいろいろな意見が出ておりました。12月5日の流域委員会、いわゆる委員会ですが、ここでの提言案の確定を既定のスケジュールとしてきたのですが、もう少し各部会の皆さんの意見を十分に聴取した形で、作業部会においても作業をして頂くということをした方がいいのではないかという意見がありました。

私の個人的な意見としては、私は作業部会のメンバーでもあるし、各部会、それから委員会の委員でもあるのに今までの方針と違うことを申し上げるのも何ですが、きょうのこの提言素案というのは、021028版を改定したもので、きょう示されたわけです。これについて一両日の間に意見を出すというのは余りにも切迫した話であって、ここまでこれだけ時間をかけて議論してきたところの最後のとりまとめ、しかもかなり意見が食い違う部分もあるという中で、それを最後にどたばたと決めるのではなく、もう少し時間をかけてもいいのではないかと思えます。ですから、12月5日の委員会で提言を確定するというにとらわれずに、スケジュールを運営会議の方で検討をした方がいいのではないかと思えます。特に、最終提言の作業部会では本当に短時間の間に随分ご苦労されており、その情報を皆さんにくまなく詳細に知らせるということは本当に困難な話なのです。ただ、最後のところは確かに12月5日の委員会だけではなくて、部会の委員全体に作業部会の作業状況がわかるようにした形で決めた方がいいのではないかと思えます。

また、いまのままのスケジュールでは、例えばリーダーの今本委員1人に負担がかかってしまうようなことになってしまっていて、これではいけません。提言は委員の共同作業で作ってきたわけですから、最後のところはやはり委員が責任を持たなくてはなりません。私ももちろん分担すべきところは分担したいと思いますので、柔軟にスケジュールを考えてもいいのではないか。河川管理者は、12月5日に提言が出るという前提で作業も行ってもらっていると思います。しかし、半月や1カ月遅れてもより充実したものが出る方が河川管理者にとってもいいのではないかと思えますので、スケジュールについては、運営会議で検討をして頂くということを提案したいと思います。

芦田委員長（委員会）

このスケジュールにつきましては、この後の運営会議で相談させて頂きたいと思えます。よろしく願います。

今本委員（委員会・淀川部会）

最終提言作業部会からもお願いがあります。

最終提言作業部会というのは委員長と各部会長、部会長代理、各ワーキンググループのリーダーで構成されています。ですから、作業する人間がいないのです。私はこの提言の

殆ど全部見えています。見ているのは私だけです。ですから、到底手が行き届きません。ですから、私だけが見るのではなくて、ぜひそういう方にダブルチェックをしてもらいたいと思います。お願いできませんでしょうか。どの部分を誰が担当するかは今ここでは決められませんが、もしやってくれる人がいましたらぜひお願いしたいのです。よろしく願いします。

芦田委員長（委員会）

今後のスケジュールについてはいかがでしょうか。

本多委員（猪名川部会）

今のご提案は私も支持したいと思います。

それと、前回も言いましたが、今回もかなりの部分のところで意見を取り入れられていますので変わっています。それで、庶務の方にもお願いをしたのですが、また 11 月 16 日にいろいろ訂正される場所があるかと思えます。きょうは提言と一緒に参考資料としてどこが変わっているかというちゃんと線を引いたものを頂きまして、きょうもらってもどこが変わったのかというのがすぐわかるようにしていただけたのは非常に助かったと思います。大変ご苦労いただいたのだと思いますが、16 日の分もそういうふうにご変更されたのかというのがわかるようにゴシックにして頂くとか、そんな形で作っていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

村上委員（琵琶湖部会）

1つ確認と1つコメントなのですが、まず1つの確認は先ほどの資料3-1の情報発信についてです。先ほど何度か議論になっていた一般から出していただいた意見の採用・不採用をどうするのかということについて、提言の中では最終提言のときに一緒に付記することになっていたと思います。その扱いをどうするのかについて、委員会の方で諮りいただいた内容をできるだけ早く出して頂きたいというのが1点です。

それと、もう1つコメントさせてください。私は一般意見聴取ワーキングの委員でもありまして、先ほど荻野委員と寺田委員からも手続きのところを具体的に出してほしいというふうにおっしゃったのですが、細かく書き込めなかったことについて事情があると思っていますところがあるのです。

それはどういうことかと言うと、一般意見聴取・反映に関することを考えようとしたときに、河川管理者がどういうことをするのかということ提言として出すわけですが、一般の人たちがどういうことをするのかということを示すことはできないわけです。現状として、今、河川管理者の方で既に情報公開とかいろいろやっています。それに対して、例えばきょうの場でもそうなのですが、住民の方から意見を出すことはでき

るのですね。でも、実はその後の意思決定をしていく段階が非常に難しいところなのです。現状の場合は、基本的には河川管理者が何か出す、そして住民が意見を出す。それを河川管理者がまとめる。これは普通の流れですし、今もこういう流れになっています。

しかし、合意形成の場を委員会と何かしらの形でつなげて住民が持ってもいいはずだと思うのですね。住民の方で「この河川整備計画でこういうことについて議論する場をつくるので河川管理者や委員に来てほしい」というような場を持つことも可能ではないかと思うのですね。それがこの流域委員会とどういうふうに関わってくるかわかりませんが、そういうこともあっていいのではないかと思うわけです。

例えば、今まで一般から意見を出していただいている中でも、こう思う、こうしてほしいという意見は出るので、では「私たちがこういう場を持つからこうしてほしい」、或いは「私たちは今こういうことをしているが、ここで一緒に河川管理者はこうやってほしい」という提案は余りなかったように思います。これが、先ほど塚本委員もおっしゃってくださっていたことなのですが、結局河川管理者は今まで責任を持っているいろいろな意見を調整して事業をしてという中で非常に苦労されているはずなのですが、実はその部分を住民が共有できていないというのが一番大きい問題なのだと思うのですね。現状としてそれを、例えば、もしそこがもうちょっと熟成していて、住民の方もちゃんとできるようになっていけば、「私たちはこういう場をつくるからこう」というような意見が出てくるのかもしれないのですが、そうじゃないというのが多分今の状況なのだろうと私は解釈しているわけなのです。

そういうことがあって、住民意見の聴取・反映に関する提言ではこういうような書き方しかできなかったということだと私は思っています。最後にコメントでつけさせていただきます。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

それでは、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

これをもちまして淀川水系流域委員会拡大委員会を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

引き続き、運営会議を開始したいと思いますので、別室の方に運営会議のメンバーは移動して頂くよう、よろしく申し上げます。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。